

# 令和5年度 奈良の木を使用した建築を支える人材養成事業 木造非住宅建築技術者育成研修運営業務

## 公募型プロポーザル実施説明書

### 1 趣旨

令和5年度 奈良の木を使用した建築を支える人材養成事業 木造非住宅建築技術者育成研修運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の目的

奈良県は、公共建築物の木造率が低調であり、県内公共建築物建設における県産材利用が伸び悩んでいる。

そこで、県産材を使用した木造建築に意欲がある建築関係事業者、木材産業事業者及び行政関係者を対象に、木造非住宅建築に関する知識を習得する講座を開催し、県内公共建築物の県産材利用及び木造建築の設計・提案ができる技術者を育成する。

### 3 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 奈良の木を使用した建築を支える人材養成事業 木造非住宅建築技術者育成研修運営業務

(2) 業務内容

仕様書に記載のとおり。

(3) 委託上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

### 4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加禁止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定に

よる更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申し立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q7」（役務の提供／諸サービス）で登録している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、企画提案書等の提出時まで資格者の登録を終えていることを条件とする。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
会計局 総務課 調達契約係（県庁主棟1階）  
TEL 0742-27-8908（ダイヤルイン）
- (7) 過去5年間（平成30(2018)年4月1日～令和5(2023)年3月31日）に、国または地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む。）との間で、木造建築設計等に関する研修運營業務の履行実績を有すること。

## **5 提出書類**

企画提案に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出すること。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けないものとする。

### (1) 参加申込書類

- ①参加申込書（様式1-1）
- ②事業者概要書（様式1-2）
- ③同種業務実績（様式1-3）

過去5年間（平成30(2018)年4月1日～令和5(2023)年3月31日）に、国または地方公共団体（一部事務組合や広域連合を含む。）との間で、木造建築設

計等に関する研修運營業務の履行した実績を記載し、実績を証する契約書写しを添付すること。また、業務内容がわかるもの（仕様書等）があれば添付すること。

(2) 企画提案書類

①企画提案書（様式4及び自由様式）

作成については、「10 企画提案書の作成等について」を参照のこと。

②業務実施体制（様式5）

研修の事前準備並びに研修実施期間中の職員配置人数及び役割分担を含め、円滑な研修運営体制を提案すること。

③見積書（任意様式）

業務委託期間において要する経費の内訳を明記した見積書を作成すること。

なお、作成にあたっては可能な限り内訳ごとに単価×数量で算出し、金額の根拠を明確にすること。

## **6 参加申込書類の提出**

(1) 提出期限

令和5年5月16日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、「16 書類等提出先・問い合わせ先」宛提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。郵送する場合は、電話により郵送した旨の連絡をするとともに、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、辞退届（様式2）により通知すること。

(3) 提出書類、提出部数等

①5の（1）で示す書類を提出するものとする。

②参加申込書類の用紙はA4版とすること。

④参加申込書類の提出部数 各1部

(4) 参加申込書の作成に関する質問の受付および回答

①質問受付期間

令和5年5月8日（月）の午後5時（必着）

②提出方法

質問票（様式3）により「16 書類等提出先・問い合わせ先」宛 FAX により提出すること。

※送信後、電話により送信した旨を連絡すること。メール、電話、来訪等による質問は受け付けない。

#### ④質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、質問者の氏名等をふせて、令和5年5月10日（水）までに「奈良県 奈良の木ブランド課ホームページ」上にて公開する。

### **7 選定、非選定の通知**

参加申込書を提出した者のうち、参加資格を有すると確認された者を企画提案書の提出を依頼する者として選定する。

#### (1) 通知方法

参加申込書を提出した者には、選定または非選定の通知をする。このうち、選定する者に対しては企画提案書の提出を書面により依頼し、非選定の通知をした者に対してはその理由を書面により通知する。

#### (2) 非選定理由の説明請求

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を求めることができる。

非選定理由の説明請求は任意様式によるものとし、受付方法は持参又は郵送とする。非選定理由の説明は、書面により行うこととし、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内の消印で郵送する。

### **8 企画提案にかかる質問及び回答**

#### (1) 質問受付期限

令和5年5月22日（月） 午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

質問票（様式3）により「16 書類等提出先・問い合わせ先」宛 FAXにより提出すること。

※送信後、電話により送信した旨を連絡すること。メール、電話、来訪等による質問は受け付けない。

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、質問者の氏名等をふせて、令和5年5月24日（水）までに「奈良県 奈良の木ブランド課ホームページ」上にて公開する。

### **9 企画提案書類の提出**

#### (1) 提出期限

令和5年5月31日（水） 午後5時（必着）

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、「16 書類等提出先・問い合わせ先」宛提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。郵送による場合は、電話により郵送した旨の連絡をするとともに、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、辞退届（様式2）により通知すること。

(3) 提出書類、提出部数等

① 5の(2)及び10で示す書類を提出するものとする。

② 企画提案書類の用紙はA4版とすること。

③ 企画提案書類は、簡潔かつ明瞭に記載すること。

④ 企画提案書類の提出部数 各8部（正本1部、副本7部）

なお、副本（様式4、見積書を含む。）については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載を行わないこと。

## **10 企画提案書の作成等について**

企画提案書は、様式4を表紙として、(1)に示す項目に沿って作成すること。なお、様式4のほかは自由様式とする。自由様式は、A4版8枚以内とし、縦横は自由とする。

(1) 提案内容

① 事業全体のスケジュール

委託契約締結日から委託期間満了時までのスケジュールについて、提案すること。  
なお、受講者の利便性に配慮したうえで、研修の実施期間、各回の定員、実施時期について提案すること。

② 研修計画

木造非住宅建築に関する知識を習得するためのカリキュラム、ファシリテーター及び講師について、提案すること。

なお、計画作成の方針や、カリキュラム作成、講師選定の考え方を明らかにすること。

③ 講座の運営方法

下記について提案すること。

- ・ 講座の実施方法（演習課題の内容、進め方、講評等）
- ・ 受講生がより深く知識や技能を習得できるようにする工夫。
- ・ 講師と受講者及び受講者間での結び付きや連携を深める工夫。

④ 講座の検証方法

実施効果の分析方法について、提案すること。

⑤その他

その他、事業実施に当たり提案する内容があれば①～④に加えて提案すること。

## 11 企画提案書の審査及び結果の発表

### (1) 審査方法

- ①審査は提出された企画提案書等の書面で行い、プレゼンテーション等の機会は設けない。
- ②提出された企画提案書等について、県が別途設置する令和5年度 奈良の木を使用した建築を支える人材養成事業 木造非住宅建築技術者育成研修運營業務委託に係る事業者選定評価委員会において書類審査を行い、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。総得点が同点の場合は、企画提案力の得点・業務遂行力の得点・見積価格の得点の順に高得点の者を上位とする。ただし、総得点が6割未満の提案を行った者は受託者として特定しない。
- ③提案者が2者に満たない場合は、評価基準による評価点が6割以上であり、かつ、契約の相手方として適当であると審査委員会で承認されなければ特定することができない。その場合、奈良県水循環・森林・景観環境部請負業者等選定審査会の承認を経て、受託者を特定するものとする。

### (2) 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目・評価基準は以下のとおり。

評価項目		評価基準	配点
企画 提案力  配点 50点	① 業務の理解度	事業趣旨を的確に捉え、目的・対象が明確である場合に優位に評価	10点
	② 研修計画	木造非住宅建築に関する知識を習得してもらうためのカリキュラムの作成及び講師の選定について、基本的な考え方が明確である場合に優位に評価	15点
		中大規模木造建築の設計の技術を習得できる講座の運営手法（進め方、演習課題内容等）について、具体的である場合に優位に評価	15点
		受講者の受講状況及び理解度の把握、実施効果の分析方法について、具体的である場合に優位に評価	10点

業務 遂行力	③ 実施体制	業務遂行に柔軟に対応できる組織体制であり、業務遂行に必要な人員が確保され、その人員の業務分担が適正に行われている場合に優位に評価	10点
		木造建築設計にかかる専門的な知識やノウハウを有する実務担当者がある場合に優位に評価	10点
配点 40点	④ 業務実績	国、地方公共団体における本業務と同種業務に対する十分な実績がある場合に優位に評価	20点
見積価格  配点 10点	⑤ 見積価格	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である場合に優位に評価	10点
合計			100点

(3) 審査結果

企画提案書を提出された全事業者あてに書面により通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 審査結果の公表

審査結果について、奈良県ホームページ等の公表手段により公表するものとする。

## 12 契約の締結

(1) 契約の締結

① 契約の締結

県は、審査の結果、受託者として特定された者と事業内容等について協議の上、奈良県契約規則に基づき、速やかに随意契約による委託契約を締結するものとする。

なお、審査の結果を踏まえ、提案内容の変更を求めることがある。

ただし、委員会で受託者として特定された者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者（評価点の6割以上の評価があること）と同様の手続きを行うこととする。

② 契約の保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付することとする。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項の各号に該当する者であるときは、契約保証金を免除する。

③ 委託費の支払い

委託費は、事業完了後、県が検査を行い、適正と認められた場合支払うこととする。

④成果物に関する知的財産権等の取扱い

本事業に関する著作権その他の権利は、すべて県に帰属するものとする。

⑤契約書

受託者として特定された者に対して別途作成・提示する。

### **13 契約の不締結**

受託者の特定後、契約締結までの間に、受託者として特定された者について、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき。

### **14 契約の解除**

契約締結後、受託者について13の（1）から（8）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、受託者は損害賠償金を納付しなければならないものとする。

## **15 その他留意事項**

- (1) 事業者選定にあたり、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。ただし、本プロポーザルの係る審査以外には利用しない。
- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となる。
- (6) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## **16 書類等提出先・問い合わせ先**

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

水循環・森林・景観環境部 奈良の木ブランド課 需要基盤強化係（県庁分庁舎5階）

TEL 0742-27-7470（ダイヤルイン）

FAX 0742-27-1070